

第 1 4 9 回

横須賀市都市計画審議会

議事録



# 第149回 横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 令和6年(2024年)10月8日(火)10時00分～11時30分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室
- 3 議 題  
令和6年度  
諮問第1号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)  
諮問第2号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)  
諮問第3号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)

## 4 出席者

(委員)

村山 顕人	委員長		
小原 信治	委員	脇 千枝子	委員
安部 遼祐	委員	小 菅 君 明	委員
長谷 善明	委員(代理:永澤交通課長)	平 松 廣 司	委員
松行 美帆子	委員	三 輪 律 江	委員
大貫 次郎	委員	関 沢 敏 行	委員
二見 英一	委員	堀 りょういち	委員
松岡 和行	委員		

以上 14名

(事務局職員)

都市部	三浦	都市部長	
都市計画課	斉藤	都市計画課長、境 主查、宮崎、大橋、小黒、阿部	
農水産業振興課	杉山	農林水産課長、原 主查、菊池	

以上 10名

(事務局：斉藤課長)

定刻となりましたので、第 149 回横須賀市都市計画審議会を開催します。恐れ入りますが、着座にてご説明します。

なお、今回はオンラインを併用したハイブリッド方式での開催のため、Zoom のレコーディング機能を利用し、審議会の様子を録画いたしますのでご了承ください。

開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。

委員 16 名中、会場での出席 12 名、オンラインでの出席 2 名、計 14 名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

「亀井委員」は神奈川県議会により、「龍崎委員」は業務のご都合により、ご欠席です。

なお、本日の傍聴者は 1 名です。

それでは、会議に入ります前にお願いがございます。

説明は、お手元の画面を使用します。

審議の際の発言ですが、挙手いただいた委員の方を委員長が指名しますので、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してから発言し、発言終了後には、もう 1 度、緑色のスイッチを押してください。

オンラインでご出席の委員は、Zoom の「手を挙げる」ボタンを押し、委員長からの指名後、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言終了後には、「手を挙げる」ボタン及び、カメラ、マイクをオフにしてください。

また、今回は、Zoom によるオンラインを併用したハイブリッド方式の開催のため、Zoom のレコーディング機能を利用させていただいております。会議録作成のための録音であるため、同意いただけますでしょうか。

続きまして、事務局の担当職員をご紹介します。

都市部長の「三浦」でございます。

都市計画課主査の「境」でございます。

私は都市計画課長の「斉藤」と申します。よろしくお願いたします。

次に、お手元の資料の確認をいたします。

資料は全部で 6 点用意しており、資料 5 の議案書につきましては、あらかじめ皆様にメールで送付した資料と同様のものをご用意しております。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次第の 2、委員紹介です。

今回の審議会は、委員が改選され、お手元の資料 2、「都市計画審議会委員名簿」のと通りの構成となっております。就任されました委員の方々を区分ごとの 50 音順で紹介いたします。

まず、市民委員 2 名をご紹介します。

「小原」委員でございます。

同じく、「脇」委員でございます。

交通計画分野から「安部」委員でございます。

神奈川県議会議員の「亀井」委員でございますが、本日は欠席でございます。

漁業分野から「小菅」委員でございます。

交通管理分野から横須賀警察署長の「長谷」委員でございますが、本日は公務のため、「永澤」交通課長が代理で出席されています。

商業分野の「平松」委員でございます。

都市計画分野の「松行」委員でございます。

都市計画分野の「三輪」委員でございます。

都市計画分野の「村山」委員でございます。

農業分野の「龍崎」委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、横須賀市議会議員の委員を5名ご紹介いたします。

「大貫」委員でございます。

「関沢」委員でございます。

「二見」委員でございます。

「堀」委員でございます。

「松岡」委員でございます。

それでは、次第の3、審議会の運営についてでございます。

本日は、委員の改選後初めての審議会ですので、はじめに委員長の選出をいたします。

資料3「都市計画審議会条例」をご覧ください。

本条例第4条第1項では、「審議会に委員長を置き、学識経験者のうちから委員の選挙によってこれを定める」と規定しております。ご推薦はございませんでしょうか。

(松岡委員)

横須賀市議会議員の松岡でございます。都市計画分野の学識経験者である村山 顕人先生を委員長として推薦したいと存じますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、「村山」委員を委員長にというお声がありましたが、皆様いかがでしょうか。  
<異議なしの声>

(事務局)

異議なしのお声をいただきました。それでは、都市計画分野の「村山」委員に委員長をお願いしたいと存じますが、「村山」委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(委員長)

お受けいたします。

(事務局)

それでは委員長、正面の委員長席にお移りください。

恐れ入ります。委員長、ご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

委員長に拝命されました東京大学の村山です。どうぞよろしくお願いいたします。

横須賀市の都市計画は人口減少ですとか、それから産業の大きな転換があつて、なかなか日本の都市計画の中でも難しい課題を抱えてると思います。一方で土地利用転換が起こっているので、開発圧力が少なくない、小さくないというのも確かで、その辺うまく保全と修復と開発のバランスを取っていく必要があるというふうに日頃感じております。

今日も3つ目の議題として都市計画マスタープランの中間見直し案が説明されますけれども、これから少し中長期的な都市計画の方針もここで議論しながら、今実際現場で動いているいろいろな都市計画案件について積極的にというか創造的に、いろいろと考えて審議決定していければいいかなというふうに思っております。

自由闊達なご意見をいただきたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

(委員長)

では、会次第に沿って進めさせていただきます。

次第3(2)に、委員長職務代理者の指名とございます。

都市計画審議会条例の第4条第3項に、「あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定しています。

学識経験者の委員から、職務代理者として「松行」委員をお願いしたいと存じます。「松行」委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第3(3) 常務委員会委員の指名に入ります。

審議会条例第6条第1項において、「審議会にその権限に属する事項のうち軽易なものを処理するため、常務委員会を設置する。」と規定しています。そして、同条例第6条第2項において、「常務委員会は、委員長の指名した委員5人以内をもって組織する」と規定していますので、指名するものです。

では、市民委員から「小原」委員、学識経験者委員から「松行」委員・「小菅」委員・「龍崎」委員、市議会議員委員から「松岡」委員の5名をお願いいたします。龍崎委員は本日欠席ですが、事前に承諾を得ております。

次に、次第3(4) 同条例第6条第3項の規定による常務委員会委員長の指名でございます。

恐れ入りますが、「松行」委員に常務委員会委員長をお願いいたします。

ただいま指名いたしました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、常務委員会が処理する軽易なものは、資料4「横須賀市都市計画審議会運営要領」第2条各号に掲げる案件となっております。

次に、次第の4、議事録署名委員の指名でございます。

本日は、市民委員から「小原委員」、市議会議員委員から「大貫委員」にご署名いただきます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、次第の5、市長から本会に諮問されました議案の審議に入ります。

本日ご審議いただく案件は、3件です。

諮問第1号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）

諮問第2号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）

諮問第3号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し（案）

の以上3件になります。

それでは、事務局から諮問第1号「横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）」について、説明をお願いいたします。

（事務局 境主査）

それでは、諮問第1号横須賀市生産緑地地区の変更（案）についてご説明いたします。スクリーンに映し出されているパワーポイントを用いてご説明いたしますので、画面をご覧ください

まず、今回の生産緑地地区の変更内容について、ご説明します。

変更内容は、「指定年度より30年経過し、買取申出後、行為制限の解除を行った」ため、「廃止」を行うものと「一部区域が公共施設等の敷地の用に供された」ため、「縮小」を行うものです。

次に箇所数と面積の増減ですが、①廃止する地区は3地区で、面積の減少は3,900㎡です。②縮小する地区は1地区で、面積の減少は30㎡です。

よって、合計4地区3,930㎡の減少となります。

続いて、本市の生産緑地地区の指定状況の位置図となります。

緑の部分が現在の生産緑地地区、赤は廃止、黄色は縮小、青枠は市街化区域の線となっています。現時点の生産緑地地区の総数は159箇所、面積は約23.8haであり、今回の変更で総数は156箇所、約23.4haとなります。

それでは、廃止する箇所のご説明いたします。

1箇所目は、小矢部3丁目地区で、黄色く囲まれた区域1,330㎡が廃止区域となります。平成5年12月24日指定されているため、指定の告示日から30年経過したための廃止となります。

2箇所目は、長井2丁目地区で、黄色く囲まれた区域530㎡が廃止区域となります。平成4年11月13日指定されているため、指定の告示日から30年経過したための廃止となります。

3箇所目は、太田和5丁目地区で、黄色く囲まれた区域2,040㎡が廃止区域となります。平成5年12月24日指定されているため、指定の告示日から30年経過したための廃止となります。

続いて縮小する箇所のご説明いたします。

場所は荻野地区で、黄色の線に囲まれた区域から赤枠へ区域を変更します。矢印の示す 30㎡が令和 5 年 3 月 6 日に公衆用道路となり、縮小する区域となります。また、本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を令和 6 年 9 月 10 日から令和 6 年 9 月 24 日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

(松行委員)

確認させていただきたいのですが、箇所番号 104 番と箇所番号 128 番は営農しているように見えないのですが、今まで営農はされていたのでしょうか。

(村山委員長)

事務局から回答をお願いします。

(事務局 境主査)

ご質問があった 2 箇所については、すでに 30 年経過し営農が終了している状況の写真になります。また、箇所番号 128 番については、畜産農家さんで、写真で見える建物については、畜舎になりますので、営農はしていました。

(松行委員)

そうですか。

営農の確認は定期的にされているのでしょうか。

(事務局 境主査)

農水産業振興課で毎年確認しています。

(村山委員長)

他にいかかでしょうか。

オンラインの方もよろしいでしょうか。

特にご意見などがないようですので、諮問第 9 号「横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)」については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することいたします。では、続きまして諮問第 2 号「生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

それでは、諮問第 2 号特定生産緑地地区の指定についてご説明いたします。

まず初めに、特定生産緑地の制度概要をフローとしたものからご説明させていただきます。

本案件は平成7年度に指定した生産緑地を特定生産緑地に移行するものですので平成7年度を例としております。

生産緑地法において、申出基準日が近くになると特定生産緑地に移行手続きができます。ここでいう、申出基準日とは、生産緑地の指定告示から30年経過する日のことを指します。

画面のフローを用いて流れを説明すると、

指定告示日は平成7年に生産緑地に指定しています。

指定された後、30年経過する期間の間に、特定生産緑地への移行手続きを行う必要があります、移行申請をするには権利者全員の同意が必要となります。

申請をしない場合、生産緑地のままになりますが、いつでも買取の申出ができる代わりに税制の優遇はありません。

申請をした場合、30年経過する令和7年から特定生産緑地としての効力が10年間発生します。特定生産緑地であれば営農の義務が生じますが、税制優遇が得られます

そして、特定生産緑地の指定期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とされていますので、10年毎に移行手続きを行います。

以上が特定生産緑地制度の説明となります。

続いて、特定生産緑地の主な指定条件の説明となります。

本市が定める指定条件については、

- ・農地等として適正に管理していること
- ・農地等の権利者全員の同意を得ること
- ・都市計画審議会の意見を聞くこととしています。

続いて、特定生産緑地地区の移行状況について説明いたします。

本市の生産緑地の全体数159箇所に対して、特定生産緑地に移行をしたものは緑色の部分で140箇所、移行しなかったものは灰色で4箇所、残りは申出基準日前のもの15箇所となります。そして、今年度平成7年に生産緑地に指定され、30年を迎える4箇所の地権者に意見徴収を行いました。

画面に表示しているのは、本市の特定生産緑地の位置図となっており、緑が特定生産緑地に移行済み箇所、赤が地権者に特定生産緑地への意向を確認した箇所、黄色が申出基準日前の箇所、青枠が市街化区域を表したものとなっています。

今回の都市計画審議会では、今年度意見徴収を行った4箇所の内、特定生産緑地に指定する申請のあった箇所番号56、174、175の3箇所について、ご審議いただきます。

箇所番号176につきましては、特定生産緑地に移行する希望がありませんでしたので、来年度廃止を行う予定です。

最後に特定生産緑地移行箇所の概要を紹介いたします。

画面に表示しているのは、令和6年9月に撮影された当該地の現地写真です。3箇所とも、

しっかり耕作していますので、特定生産緑地の指定条件としている、「農地等として適正に管理していること」を満たしていますので、特定生産緑地への移行は問題ないと考えております。

説明は以上となります。ご意見のほど、よろしく願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

(松行委員)

箇所番号174番は何を作っているのでしょうか。

(農水産業振興課 杉山課長)

こちらは栗を作っています。

(松行委員)

ありがとうございます。

(村山委員長)

他に確認されたいこと等ございますか。

他にご意見などが無いようですので、諮問第2号「生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)」については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

では、次に諮問第3号「横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

それでは、ご説明させていただきます。

諮問第3号 横須賀市都市計画マスタープラン中間見直し(案)の説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランについては、昨年度から検討を始め、今年度も特別委員会で小原委員、松行委員、村山委員長にご協力いただきながら検討を進めております。

前回3月27日の都市計画審議会でご報告させていただいた内容から追加した部分を中心にご説明いたします。

前回、3月の審議会でのご説明と重複しますが、構成は、10年後及びその先を見据えた計画の軸となる「ビジョン編」と、まちづくりの気運を逃さず機動力を持たせるための枠組み「プラン編」の2編構成とします。前回の報告からの変更点、追加点としては、第1章、1-2「横須賀の個性と魅力」の追加、第2章、2-3「交通政策」の方針追加、2-4「都市づくりのイメージ」の追加、第3章アクションプランの枠組みの追加の大きく4点です。

追加した内容1点目の「横須賀の個性と魅力」は、都市づくりの姿勢の2つ目に「横須賀の個性と魅力を伸ばす」と述べているにも関わらず、横須賀の個性と魅力は何かという点に触れていなかったことを受け、追加しました。

(1)横須賀の特徴では、都市づくりの目標や方針を検討する中で把握していた現状の様子から地形、自然環境、景観、住環境、市街地、生活環境、コミュニティ、歴史・文化、交通アクセスに関する内容を8点に整理しました。

(2)地域ごとのまちなみでは、ざっくりとした地域の特徴がわかるよう東西南北の4つの地域ごとでまちなみについてまとめています

追加した内容2点目「交通政策」についてです。現行計画に記載のある道路の改良整備などにとどまらず、見直し計画では交通のあり方から捉えなおし、交通政策分野の冒頭に「交通を取り巻く環境と交通政策」として「人・モノ・サービスが自由に移動できる都市を目指す」ことを追加しました。

さらに、前回審議会でのご意見をふまえ、公共交通の定義を追加しています。本市の主な公共交通としては鉄道、乗合バス、乗用タクシーがありますが、これらを補完する電動キックボードや電動自転車のシェアリングサービスなど、新たな交通手段も含めて公共交通を考えることしました。

そして、交通政策の基本方針Ⅲ、生活を支える交通環境については、これまでモノの移動「物流」のみを対象としていましたが、「サービス」も含めた方針とします。方針2としてモノの移動・広域物流を対象とした「立地を活かした広域物流の効率化」と、方針3としてサービスの移動を対象とした「サービスの移動により快適な日常生活を支える」を追加しました。

続きまして追加した内容3点目は「都市づくりのイメージ」です。「土地利用」「インフラ」「交通政策」の分野を越えて取組を実施することで、まちの課題を解決したり、魅力を活用していこうというイメージを伝えるページです。

各分野で示している取組を分野ごとに色分けをして示し、分野に関わらず都市の中で取組が散りばめられて行われることを伝えたいと考えています。現在のイラストはサンプルですので、計画書策定時は、横須賀らしさを読み取れるもの、見開き2ページで表現したいと考えています。

追加した内容4点目は「第3章アクションプラン」です。本章は、本市都市計画において新たな枠組みとなっています。そのため、なぜこのような仕組みが必要と考えたのか、その背景を含めて「(1) これからのまちづくりに求められること」に整理しました。

そして、「アクションプラン」は、市民・事業者・市が目標とする都市空間を実現するための計画で、持続的なまちの更新を進め、課題解決や魅力活用を実現するものであるとし、具体的には、今の基準のままだとうまくいかないといった「基準やルールの悩み」、使えていないまちの資源など「活用・管理の悩み」、地域の活気を取り戻したいなどの「エリア活性化の悩み」、取組がバラバラで調整が図られていないという「地域内連携の悩み」、などが

あった場合、それがアクションプランの作成のタイミングになります。

次に（３）アクションプラン作成のねらいです。アクションプランは、市民、市民団体、地域で活動する事業者、市役所内部からの要望を受け、アクションを起こそうとしている人たち発意により市がプランを作成します。そして、関係者みんなでまちの将来像を共有しながら、取組を実行することを目的としています。さらに、まちの将来像実現のためにやるべきことを可視化し、計画を使いながら見直すことで、実現性を高めることを「ねらい」としています。

次に（４）アクションプランの役割です。アクションプランは、「都市計画の決定や変更が必要となる場合」には必ず作成するものとし、「都市計画審議会の承認を受けることで本計画の一部」とします。この流れで計画を追加することで、必要性和妥当性のあるまちづくりを進めることができ、さらに本計画の改定を待たずにまちづくりに必要なアクションを計画に位置づけることができます。

アクションプランの内容には、「アクションプランの必要性」「まちが目指す姿とまちづくりの方向性」「具体的な取組」について記載します。

基準やルールの見直し・新設、まちでよく見かける課題や地区の横断的な社会的課題の解決などを目指す場合はテーマ型のアクションプランを作成し、エリア全体での活性化に向けた検討、課題解決や地域資源の活用、エリア内の事業間調整、エリア単位のまちづくり方針の作成などを行う場合はエリア型のアクションプランを作成します。

アクションプランの作成手順は、大きく背景と目的→対象の決定→現状把握→課題整理→目標・方向性の作成→具体的な取組の企画になります。「6. 具体的取組」の取組実施後に評価を行い、必要に応じてプランの修正を行う点がアクションプランのポイントです。

以上が追加した内容になります。

最後に今後の予定です。本日いただいたご意見をふまえて加筆修正し、11月に予定している第6回特別委員会でご確認いただき、その内容をもって12月中旬よりパブリック・コメント手続を行います。その後、年明けに予定している都市計画審議会でパブリック・コメント手続結果をご報告させていただく予定です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

（村山委員長）

ご説明ありがとうございます。

最後のスライドにある通り、この件については、12月中旬からパブリックコメントの手続きがあつて、その後に都市計画審議会を1月27日に予定していますので、今日、あの内容を決定する必要はありません。今日はパブリックコメントに向けて、もう少しブラッシュアップしていきますので、ブラッシュアップする際に参考になるのご意見等いただければ幸いです。

今日追加した部分を中心にご説明いただきましたけれどもそれだけではなくて、この質問の資料に全文がありますので、全体的にご意見を伺いたいと思います。

(堀委員)

アクションプランの作成の方向性、作成の狙いについて質問です。市民、市民団体からの要望を受けて、市がプランを作成しますとのことですが、具体的にこの市民や市民団体、地域で活動する事業者といった市、外部の声というのをどのようにアクションプランに反映させていくのか考え方などがあれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局 境主査)

たとえば、地域で困っていることがあって、それが福祉分野のことなら、市の福祉部門とかに「こんな町になればいいな」って相談できるといいと思っております。そういった団体さんから相談が来れば、それがきっかけで、市の中で福祉部門と都市計画が協力していくアクションプランを作るきっかけになるかもしれません。地域で活動している人たちの悩みが、まちづくりに関係している内容なら、そこから動き出せると思います。具体的にはどのようなことがあるのか、今は思いつかないですが、このようなイメージです。

(堀委員)

これからのまちづくりは本当に複雑で、市民の皆さんも不安を抱えている方が多いのではないかなと思います。これからどうやってまちづくりを進めていくかという中で、市民の皆さんが主体的に考えて行動することが重要と思っています。そこで、プラン作成の段階から市民が積極的に関わる仕組みを考えてみるのが良いと思います。たとえば、市が出張して公聴会みたいな話し合いの場を地域ごとに設けることもできるかと思っています。そうすることで、市民の声をしっかり聞ける場を作ることができるのではないのでしょうか。今回のアクションプランを作るにあたって、ぜひこういう形で進めていけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 齊藤課長)

公聴会とかも確かに必要かもしれませんが、現在では各行政センターや本庁の管内に、地域運営協議会などの組織もございます。そうした中で要望があればそれを吸い上げていくことも考えられるのではないかと思います。

(堀委員)

地域運営協議会のような場所では、やはり町内会の役員さんとか、地域の代表の方々が多く集まると思います。ただ、今の時代、多くの一般市民からも声を吸い上げられるツールや方法が整っていると思います。ぜひ、そういったところからも積極的に市民の声を検討していただければと思います。以上が私からの提案です。

(村山委員長)

ありがとうございます。アクションプランは新しい内容なので、これまでの都市マスタープランにはなかったものです。これが出来上がったら、色々な形で各地域にしっかり周知して、このプランを使ってもらえるように積極的に取り組む必要があると思います。

それから、少し追加でコメントしますが、37 ページのアクションプラン活用イメージ図の作成手順のところに、活用イメージというのがあります。テーマ型アクションプランは、

都市計画法に関連しつつ、市全域に影響する色々なテーマが掲げられています。それはいいのですが、エリアの例があまり多くないので、具体的な地名を書く必要はないと思いますが、たとえば、郊外の計画的に造成された住宅地での高齢化の問題を解決するためのプランとか、谷戸では空き家を活用した取り組みが進んでいるので、それをさらに強化するプランとか、そういった具体例がもっとあれば良いと思います。具体的な地名を挙げる必要はなく、地域の皆さんが「こうしたい」と言えるものから始まればいいのですが、例をもう少し充実させたいと思いました。

他の委員いかかでしょうか。

(小原委員)

このアクションプランへの要望ですが、私は、市民の声や市民団体、事業者の声を要望として受け取ることもあります。しかし、どこの窓口に相談すればいいのかがわかりにくいと感じています。たとえば、今朝、地元の国道 134 号線沿いに空き家があって、その空き家が子供たちの通る通学路の上にあって、ひさしが壊れそうでどうすればいいのかって地元の人に聞かれました。一応、市の都市計画課とは別のところに電話して相談したんですが、「119 番にしてください」と言われて、たらい回しにされたこともありました。こういう、地域の空き家が壊れそうで事故が起きそうな場合に、どうやって改善していくかを考える入り口になると思いますがどこに相談すればいいのか、このアクションプランで窓口を市民にもわかりやすく示すことができたらいいなと思います。いかがでしょうか。

(村山委員長)

ありがとうございます。

緊急対応の窓口と中長期的なビジョンを考える窓口は違うかもしれませんがそのあたりも整理していただけると助かります。

(事務局 境主査)

今の時点では、どこが窓口か具体的に決まっていない部分があります。実際、空き家の問題とか、そういったことについては、関係する担当者に話を振る必要がありますし、各地区ごとの問題についても調整が必要かと思います。それらをどう進めるかについては、庁内で調整していく必要があると感じています。また、進め方についてのガイドラインも作っていただけると良いと思います。

(村山委員長)

今の空き家についての話ですが、通学路に倒れそうで緊急対応が必要な場合、窓口はおそらく都市計画課ではないと思います。でも、担当の部署がこのエリアは空き家が多いと分かっている、中長期的に考える必要があると言ってくれることが大事です。今すぐにやらなければならないことは、担当部署が速やかに対応するべきで、時には警察や消防が関わることになるでしょう。でも、その場限りの対応で終わらせるのではなく、「これは中長期的なまちづくりの問題だ」として、都市計画課にも情報が伝わるようにするのが良いと思います。そうすることで、アクションプランを作るだけでなく、実際に問題を解決することを目的に

できるでしょう。このような取組みについて、庁内で周知することも必要だと思います。

(三輪委員)

質問というか確認ですが、前回欠席していたので、前回の資料等いろいろ見せてもらって、2つ質問があります。まず1つ目ですが、私は建築審査会の座長をやっているのですが、その中でも、横須賀は斜面地も多いし、いろんな開発がまだ進んでいる感じがします。さきほど空き家や空き地の問題が出てきましたが、これから横須賀市が新しくどんどん開発をするイメージを持っているのか、それとも適材適所で保全や価値転換を考えているのか。「どっちなんだろう」とわかりにくい印象を受けました。適材適所で保全や価値転換といったキーワードも出ていましたので、無暗に開発はしないと思うんです。ただ、アクションプランや都市計画マスタープランは、事業者に横須賀市としてのポリシーやイメージを伝える重要なものです。なので、そのあたりがはっきりし、前回の資料で書かれていたように、価値転換をもう少し強調して、アクションプランでも無暗に開発しない方針を示すと良いと思います。

2つ目ですが、この話の流れでいくと、施設の複合化が今後増加するだろうと思います。例えば、学校とか幼保小の複合化です。これから施設が空いてくる可能性があるので、公共の施設も民間の施設も含めて、複合化や転用というキーワードがケアの分野で重要になってくると思います。保険でサービスするのではなく、身近な施設を転用することが特に学校施設で求められると思います。教育委員会では、学校の立地適正について話し合っているのではないのでしょうか。その点でいうと、都市計画マスタープランでも、さっき言った価値転用や新しい拠点づくりでの複合化を進めるのが大事だと思います。ただ、それには、いろいろな部署が協力しないとうまく進まないと思うので、その点も都市計画マスタープランに少し触れてもらえると良いと思っています。

(村山委員長)

どうもありがとうございました。

1つ目は開発のイメージからの脱却ですね。それから2つ目が公共施設だけではなくて民間も含めて施設の複合化とか転用に関するご質問でした。

事務局から回答をお願いします。

(事務局 境主査)

そうですね、まず1つ目ですが、三輪委員のおっしゃる通り、価値の転換っていうのは今回大きなテーマになっています。これからアクションプランを作っていく中でも、最初に言った3つの考え方、例えば議案書の12ページにある都市作りの姿勢として、価値観を転換する、個性や魅力を伸ばす、そして都市空間を創造的に保全・修復するということです。つまり、どんどん物を作るというよりは、今ある町を改良して維持していきましょう、という方向性を定めています。その姿勢をアクションプランにも反映させたいと考えています。

それから、複合化の価値転換についてですが、これも三輪委員のおっしゃるように、色々な部局が関わってくる話になるとは思いますけど、その中で1つの目標を持って進めていき

たいと思っています。市役所内部で色々な課や分野の人達が協力して、1つの目標に向かってアクションプランを作るというプロセスも考えています。そうすることで、町にとって良いものを見据えて作っていったらと思っています。

(三輪委員)

ありがとうございます。

(村山委員長)

今のお話を聞いて、特に1つ目の「開発イメージからの脱却」というのは本当にその通りだと思います。価値の転換というキーワードもありますし、土地利用を見ると「保全・修復・整備」の順になっていますね。これは他の自治体ではあまり見られないことで、普通は開発から始めることが多いです。でも、まず保全すべきものを保全するというアプローチを取っているのは、とても良いことだと思います。

土地利用の保全のところの冒頭、7行目の説明があるんですが、ここをもう少し充実させると良いかもしれません。というのも、災害危険度の高いところであまり開発を進めないというメッセージが書かれていますけど、それを冒頭の説明で、大きな方針として示せると良いと思います。全体的に今のマスタープランは分かりやすく、必要最小限の情報で整理されているのは良い点ですが、もうちょっと説明が必要なところもあるかもしれません。ですので、パブリックコメントの前までにその辺りを少し充実できると良いと思います。

他の委員はいかかでしょうか。

(松行委員)

このアクションプランについては、私も特別委員会で議論を重ねてきましたが、町田市などでは例がありますが、他にはあまりないのでイメージを持ちにくかったところがありました。皆さんの議論を聞いていて、例えば市民の方から「こういう困りごとがある」とか「こういう風にしたい」という声があったとき、それをどうやってアクションプランにするのか、誰が意思決定をするのかという疑問を感じました。

一般の市民の方々は、「困りごとがある」という意見はたくさん出ると思いますが、それを具体的にどう解決するのか、アクションプランに入れるとどうやって解決できるのか、きっと分かりにくいと思います。そこで、そのギャップを都市計画課が意見を吸い上げて、「こういう意見が多いので、そうしましょう」とするのか、市民に専門家を派遣してアクションプランを下から上げていく形を作るのか、どちらかなのかが見えにくいです。

また、開発型の話もありましたが、ディベロッパーがこのような制度に詳しいので、彼らの提案が中心になると、アクションプランを作るとき、たとえばある場所でのプラン作成に誰が参加するのか、本当に一部の人だけで終わらないか心配です。そういった点について教えていただければと思います。

(村山委員長)

質問ありがとうございます。

アクションプランって、どうやって作り始めるかとか、その実際に作る時に偏った参加者だけだとやっぱり困りますよね。その辺をどう判断するのか、少し難しい課題でまだあんまり議論してないかもしれません。もし何かお考えがあれば教えてください。

(事務局 大橋主任)

ありがとうございます。

市民の方々は、常に色々な困りごとを抱えていて、それを市役所も受けていると思います。でも、アクションプランとはあまり関わりがない状態だと思います。そこで、市民相談を受ける部署と確認しながら、どういう形で市民の声が上がってきているのかを整理したいと思います。それに合わせてアクションプランをどう落とし込むかも考えていきます。

これからの作業になりますが、先ほど村山委員長も言っていたように、中長期的な課題をアクションプランで受け止めるべきだと思っています。市民の課題をすべて受けると煩雑になってしまうので、やるべきことを絞って、集中して取り組むシステムを作りたいと思っています。ですので、中長期的なものを選択し、どう選択するのも一緒に示していければと思います。

ディベロッパーの声があって、一般市民の声が拾えないのではないかという心配もありますが、都市計画課が入った段階で市民の声を必ず聞くフェーズを設けています。これまでの取り組みの経験を活かして、話があった段階で地元への説明が必ず入るようにしています。さらに、事業によっては市役所と市民、ディベロッパーだけで判断しづらい場合もあるので、景観審議会などの専門の先生方の意見も伺い、これが横須賀市にとって本当に良い計画かを確認しながら進めていきたいです。

これまでの実績をもとに、それをアクションプランに反映していければと考えています。

(松行委員)

ありがとうございます。

ディベロッパーというのは一例なのですが、他の自治体では、施設の跡地で地主さんと周辺の市民の意見が合わないこともあると思います。駅前の再開発の話聞いたときも、皆さん「急にこんな話が来たの」って思ったみたいで、マスタープランにはあまり興味を持ってもらえないこともあるし、情報の周知をしっかりとやらないと、事業化したときに「そんなの聞いてないよ」という話が出るのではないかと思います。

(村山委員長)

ありがとうございます。

今のお話を聞いていて思ったのですが、エリア型のアクションプランでは、特にエリアの取り方がとても重要だと思います。例えば、工場跡地で土地利用の転換があるときに、その跡地だけを対象にプランを作った場合、周辺との考え方が違って軋轢が生じて問題になる可能性があります。

ですから、アクションプランの趣旨としては、もう少し周辺も含めてエリアを広めに取り、開発される場所と周辺が調和し、周りの皆様からもサポートされるような開発を目指すべきだと思います。エリアの取り方や誰が参加すべきかはケースバイケースですが、エリアプランの作り方に関する留意点を少しここに書いておくと良いかもしれません。

また、都市計画課が主導するので、どうしても中長期的な内容や都市計画法に関することが優先されがちですが、いろいろな要望を聞き始めると、都市計画とは直結しない要望も出てくると思います。それも大事なことですので、「都市計画じゃないからだめです」とするのではなく、市役所として他の部署や政策でもうまく対応できるようにすることが重要だと思います。その辺りを考えて、ここで伝わるようにした方がいいのではないかと思います。

他の意見はいかかでしょうか。

(安部委員)

交通政策のところについて、3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、交通政策の最初に交通を取り巻く環境が述べられています。そのあとの具体的な交通政策の方向性はその通りだと思いますが、交通を取り巻く環境についてももう少し横須賀市の事情や、交通面での地域課題が具体的に示されていると分かりやすいかと思いました。おそらく、データや分析がもう少し必要かもしれませんが、たとえば、どのバスや公共交通が維持すべき路線で、運行本数はどれくらいにするべきか、遠い地域ではどのように交通アクセスを確保するのかなど、具体的な情報があると、交通政策の方向性がより理解しやすくなると思います。この観点から、都市計画の中で公共交通の軸が触れられているかと思いますが、もう1つの視点として、日常の施設へ車以外でアクセスできることや、買い物がどれくらいできているかといった移動手段の確保も重要だと思います。

2点目として、地域公共交通の方針についてです。地域課題について具体的な話もありましたが、最近多くの地域で地域公共交通計画が作られています。そこで具体的にどの路線を維持し、運行本数の目標をどれくらいにするのか、行政と一緒に計画を作っていく必要があると思います。今後、地域公共交通の検討や計画をどのように進めていくのか、その方針を教えていただければと思います。

3点目ですね。交通政策の中で物流サービスの部分がありますが、これはかなり新しい印象を受けます。特に中山間地域のように、近くのスーパーに行くのが難しいところでは、移動支援サービスで買い物のアクセスを確保することが多いと思います。このサービスを導入した理由や、横須賀市で必要だと考えられた背景があるなら、教えていただければと思います。

(村山委員長)

3点ありがとうございました。

1点目ですが、交通を取り巻く環境について、もう少し横須賀市の具体的な事情を盛り込んだほうが良いということですね。そのために、ちょっとした分析が必要かもしれないというお話でした。

2点目については、地域公共交通計画をこれから策定するにあたり、中身をどこまで検討するのか、ある程度ここに書いても良いのかどうか、その辺りの状況を教えてください、ということですね。

3つ目は、交通政策の方針3の背景について説明が欲しい、ということだと思います。では、事務局からお願いします。

(事務局 境主査)

1点目の横須賀の課題や事情を盛り込むことについてですが、分析は横須賀市の地域公共交通会議でも行われていくこととなります。この紙面で可能な限り示していこうとは思っていますが、それに関しては他の意見も聞きながら進めていくことになると思います。現時点では、それほど踏み込んだことが書けていないのが正直なところですね。そうした内容にもっと触れられるように検討していこうと思っています。

次に、地域公共交通計画の今後の方針についてですが、現状では都市計画としてまだ具体的なプランはありません。ただ今後、都市計画マスタープランとして作っていった方が良くはないかという意見があります。地域公共交通会議と毎年相談を重ねながら、具体的に作り上げていく方向で考えています。

最後に3つ目のサービスについてですが、他の自治体ではあまり見られないものかもしれません。横須賀市は地形に独特な特徴があります。同じ駅からの距離でも、高低差が大きかったり階段が多かったり、道が狭かったりします。こうした状況で、特に高齢化が進む社会においては生活が難しくなることが予想されます。そこで、そういった方々でもサービスを受けられるようにと、この方針を持続的に考え、サービス項目として設定しています。

(村山委員長)

ありがとうございます。

安部委員追加でコメントがあればお願いします。

(安部委員)

最後の物流サービスの部分ですが、もう少し具体的なイメージを持てるようにすると良いかと思います。たとえば、どんな課題があるのかとか、交通を取り巻く環境にどう関係しているのか、といった点です。ここをもう少し深く踏み込んで説明すると、その後の内容がもっと理解しやすくなると思いました。

(村山委員長)

ありがとうございます。

やはり、全体的に説明がちょっと足りない感じがしますね。さっきも言いましたが、もう少し具体的に、「この地域ではこういう対応が必要だ」というような具体例を入れると思います。

はい、他に何かご意見はありますか。大丈夫ですかね。

それでは、他にないようですので、この辺りで議論を終わりにしたいと思います。ただ、パブリックコメントに向けてもう少し特別委員会の中で議論を個別に進めて、ブラッシュ

アップしていきたいと思っています。皆さんも、今日の会議で言いそびれたことがあれば、なるべく早い段階で事務局にメールや電話で連絡をいただければ、それをうまく反映できるように考えていますので、よろしくお願いします。

事務局から何か補足ありますでしょうか。

(事務局 境主査)

大丈夫です。

(村山委員長)

ありがとうございます。

この件は継続的に審議していくものですので、今日の質疑応答を踏まえて、原案を発展させるかブラッシュアップする形で事務局に検討してもらいたいと思いますが、それでよろしいですか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

—了—